

第47号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年6月8日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正を踏まえ、保育料の決定に当たり、市町村民税所得割の額の算定に係る特例を設けるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料 ～ 3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(略)</div>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料 ～ 3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(略)</div>

参 照 1

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正を踏まえ、保育料の決定に当たり、市町村民税所得割の額の算定に係る特例を設けるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

市町村民税所得割の額の算定の特例（別表第1備考第4項関係）

保育料を決定するに当たり用いる市町村民税所得割の額は、算定基準となる年の翌年の1月1日において指定都市の区域内に住所を有した者については、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定することとする。

3 施行期日等

- (1) 平成30年9月1日
- (2) 改正後の規定は、平成30年9月以後の月分の保育料について適用し、同年8月分までの保育料については、なお従前の例による。

地方税法抜粋

(指定都市の指定があつた場合等の道府県民税及び市町村民税の特例)

第737条の2 道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が指定都市以外の市町村の区域内にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所地が当該賦課期日の属する年の1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となつたときは、道府県民税又は市町村民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において当該指定都市の区域内に住所を有した者とみなす。

2 道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が指定都市の区域内にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所地が当該賦課期日の属する年の1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域内となつたときは、道府県民税又は市町村民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において当該市町村の区域内に住所を有した者とみなす。

1 地方税法改正に伴う道府県から指定都市への税源移譲による影響の回避

平成29年度税制改正に伴う道府県から指定都市への税源移譲により、平成30年度分から1月1日（賦課期日）に指定都市に住所を有していた者については、市町村民税所得割の標準税率を8%（改正前は6%）とする等の地方税法の改正が行われた。

本市の保育料は、市町村民税所得割額により決定することとなっており、1月1日に指定都市に住所を有していた者が本市に転入した場合は、8%の標準税率等により算定された所得割額を用いて保育料が決定され、従前より本市に住所を有している者と比較して、不公平な取扱いが生じることとなる。

よって、1月1日の住所地にかかわらず、改正前の標準税率（6%）等に基づき保育料を決定するため、市町村民税の所得割額の算定の特例を設けることとする。

